

発行者

山形県酒田市砂越字小形111番地  
大町溝土地改良区 理事長 齋藤 隆

TEL 0234 - 52 - 2350 (代)

FAX 0234 - 52 - 3515

URL <http://o-machikou.info>

Email [info@o-machikou.info](mailto:info@o-machikou.info)



土地改良区の概要

- 受益面積 2,951ha
- 組合員数 1,583人

# 平成十九年度通常総代会開催

去る三月十七日に平成十九年度通常総代会が開催され  
平成十九年度補正予算関連案及び平成二十年度予算関連  
案等全議案二十五件を全員賛成で可決決定いたしました。



理事長 齋藤 隆

## 理事長挨拶

本日は、総代の皆様には何かとお忙しい中、平成19年度の通常総代会にご出席下さりご苦勞様です。

日頃から大町溝土地改良区の事業運営につきましてのご協力を頂きありがとうございますとございます。

さて、今農業農村を取りまく諸情勢は益々厳しい状況下にあります。特に米を中心とした「生産量と需要受給」のバランスが大幅に崩れて「生

産者米価の大幅下落」により農家経営は一向に改善されない状況にあります。このことが我々土地改良区を運営、維持管理する者として大変厳しいものがあります。

昨年、平成19年度からは、「新たな食料、農業、農村基本計画」の基に、米、麦、大豆等を柱に品目横断的「稲作経営安定対策の確立」が今後の農政の柱として強調され進められてきました。

これまでも土地利用型農業を中心に農業経営の規模拡大については「認定農業者の育成と、農地の利用集積」を中心に取り組んできましたが、今回の戦後最大といわれる農政改革の柱として導入する「品目横断的経営安定対策」は、対象を認定農業者と経営一元化などの要件を備えた集落営農組織に絞り、法人経営が

農業生産の相当部分を担う農業構造の実現を目指して、その対象を担い手農家に限定して実施するように進められております。

しかし、生産現場に於いてはその実施方法について問題があり、平成20年度は見直さなければならぬと言われています。

平成19年度から導入された「農地・水・環境保全向上対策」での資源保全の施策については、農地や用排水路、農道といった資源・施設は不可欠な生産基盤であり、同時に洪水防止などの多面的機能を持っており、生活環境の保全、向上を図るために社会の共通財産として、皆で守っていかうと言う政策です。

当土地改良区としましては、施設の維持管理を踏まえこの事業には積極的に参加をし、管内の全地域が各組織を立ち上げ共同活動に入っております。

平成14年度から実施されている国営最上川下流沿岸農業水利事業については、当初計画どおりに進んでおり、これまで「草薙頭首工の改築工事」「トンネルの補修、頭首工ゲートの改修、除塵機設備の工事」、新たに「前川第二幹線用水路新設工事」

が計画どおりに行なわれております。これからは、その一連の集中管理施設がこの大町溝土地改良区の敷地内に設置する事で進めております。

また、組織整備の関係では、最上川下流右岸土地改良区連合の今後の維持管理組織の在り方について、最上川下流右岸土地改良区連合の理事会の中で、国営最上川下流沿岸農業水利事業の進行に合わせて、最上川下流右岸土地改良区連合の維持管理計画書の基に検討に入っております。

平成20年度も最上川下流右岸土地改良区連合の職員の補充は行なわないで、各単区から1名ずつの職員の出向を決めております。

以上のような事を踏まえながら、本日の通常総代会に於いては、総議第1号から総議第25号までの議案となります。特に、平成20年度一般会計予算にしましては、予算額総2億1千2百46万円、前年度当初予算比較で約0.31% 67万1千円の増額で編成され上程されます。それぞれの内容につきましては、提案理由の説明の中で申し上げます。総代の皆様には慎重なご審議を頂き、決定を見たいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

### 平成19年度通常総代会

総代42名の内40名の出席の上、阿曾兼太総代の議長により、全25議案が審議されました。総代会における質疑応答は、次のとおりです。(抜粋)



議長 阿 曾 兼 太 総代

よりの申し出が基本となります。

#### 33番 齋藤一

今回の繰上償還の実施者の人数をお知らせ下さい。

#### 総務課長

繰上償還の実績件数としては、西平田地区は66件、中平田南地区は26件、中平田東地区は46件、砂越地区は、31件となります。

#### 13番 石川信一

揚水所費、需用費の消耗品の金額が大きいですので、内訳について多いものを教えて下さい。また、賦課徴収方法の説明の中で賦課割合の欄に金額で表示されていますが、項目の標記が賦課金額の方が正しいのか教えて下さい。

#### 管理課長

消耗品の中で最も割合の多いのは油類でポンプ用のグリズとなります。当直用の消耗品も含まれます。

#### 総務課長

土地改良検査等でも特に指摘を受けていない状況ではありますが、適切な表現について県に確認を行い、指導を仰ぎたいと思います。

#### 37番 後藤正夫

大町溝の賦課面積と、最上川連

合維持管理負担金の面積が合わないが、その整合について説明願います。

#### 総務課長

大町溝の賦課面積については、大町溝区域内の総体の面積となります。また、最上川連合維持管理負担金の面積については、国営導水幹線の受益の面積となり、面積差については直接受益外の面積となり負担の必要のない区域となります。なお、大町溝土地改良区の一一般賦課金については区域内統一した平等負担をお願いしております。

#### 37番 後藤正夫

一般賦課金の平等について、国営導水幹線の受益外の区域の組合員よりの了解をいただく必要はないのか。

#### 総務課長

大町溝土地改良区の区域へ加入する段階で了解をいただいております。

#### 19番 齋藤誠一

職員退職給与金特別会計へ給与計算上の積立てるべき金額はいくらになるのか。

#### 総務課長

今年4月1日時点で計算すると1億1千2百58万円の積立が必要となります。積立必要額の60%以上を目標としております。

#### 19番 齋藤誠一

今年単年度に積立てるべき必要額はいくらになるのか。

#### 総務課長

積立必要額の60%を目標とした場合は8百万円となります。

#### 19番 齋藤誠一

職員退職給与金の積立が目標額に満たされるように予算化すべきだと思しますので、今後検討願います。

#### 齋藤隆 理事長

理事会においても目標額並びに積立率(充足率)についても共通認識を持って積立を行ってきていますが、職員体制並びに年齢構成の関連で積立額が大きく変化します。今年度においては事業の進捗状況を確認し、補正予算にての対応を考えております。

#### 19番 齋藤誠一

職員退職給与金積立について、目標額を全額積み立てることについても検討願います。

また、維持管理適正化事業の事

#### 37番 後藤正夫

個別での繰上償還の申し出は認められないとのことであったが、今回の繰上償還は個別の申し出によるのか、地区全体の申し出によるのかどちらですか。

#### 総務課長

個別による任意の繰上償還の申し出については、借入先への対応並びに、償還事務の関係で現段階では困難な状況であります。地区

務費負担金について、拠出金額の5%と附記に明記してありますが、値が異なっていますか。

総務課長

ご指摘の点については、訂正が必要ですので補正予算にて対応いたします。

2番 上林正志

これまで、最上川下流右岸土地改良区連合の改革を進めてこられました。今年度より月光川土地改良区も入れた話し合いが始まったと聞いております。現在の状況について説明をお願いします。

また、維持管理費の水路費の人員費の20万3千円の減額について説明願います。

総務課長

平成9年度に話し合われた日向川土地改良区並びに最上川下流右岸土地改良区連合との統合は中断となっておりませんが、県の統合整備の中間見直しにより、月光川土地改良区、日向川土地改良区、大町溝土地改良区の3土地改良区の気運醸成を図り進めて行きたいと、県として考えているようであり、平成19年度において、1回目は各土地改良区の理事長と県の担当で統合整備についての勉強会を実施しております。2回目とし

ては、全国土地改良事業団体連合会より講師を迎え、3土地改良区役員による庄内北部土地改良区統合整備研修会を実施しております。

現在の動きについては以上のおりであり進展はしておりません。なお、最上川下流右岸土地改良区連合については、平成21年度から事務所を大町溝土地改良区事務所に入れることで最上川下流右岸土地改良区連合の理事会では進んでいると聞いております。最上川下流右岸土地改良区連合の組織については今までもどおりであります。

職員の体制については、退職者が出て新規採用は行わず、日向川土地改良区と大町溝土地改良区より1名ずつ出向しており、平成20年度までは同様の体制で行い、平成21年度以降については、更に退職者が発生することにより管理及び事務局体制が希薄とならないように事務局を大町溝土地改良区事務所に入れる方向で、定款変更等の指導を受けているところであります。

次に、維持管理費の水路費の人員費の減額については、人員費全体の振り分けによる減額であり、分水門看守人等の人員費が減額になる訳ではございません。

37番 後藤正夫

総代研修の予算の妥当性について

て、県の検査等も行われると思いますが監事会の意見を伺います。

齋藤久太郎 総括監事

予算の妥当性については、総代会で皆さんより議決いただければ妥当との判断とします。

総務課長

総代研修については、総代の4年任期中に1回、2年目に2泊3日の日程で実施しております。総代研修は、旅行ではなくあくまでも研修ですのでご理解願います。研修内容は理事会で協議いただきますが、2泊3日の研修となると経費についても予算計上いたしました額は必要となります。なお、総代研修については、土地改良区検査の対象となります。

齋藤隆 理事長

総代研修の中で見聞を広め、特に組織改革の事もあり先進的な組織並びに施設の研修を行いたいと考えております。なお、研修先については県並びに土地連に照会中であり、研修費については、2泊3日の日程で最低限の予算で計上しております。

13番 石川信一

一時借入金の借入利率ですが3%以内とされていますが、平成18

年度と平成19年度においては何%で借入れを行っていますか。

総務課長

この一時借入れにつきましては、平成18年度と平成19年度の借入実績はございません。金融機関より現在仮に借入をした際の利息は2%となっており、前年度の通常総代会議案においても2%以内で上程しておりますが、今後の金融情勢の変動を考慮しまして今年度は1%上げております。

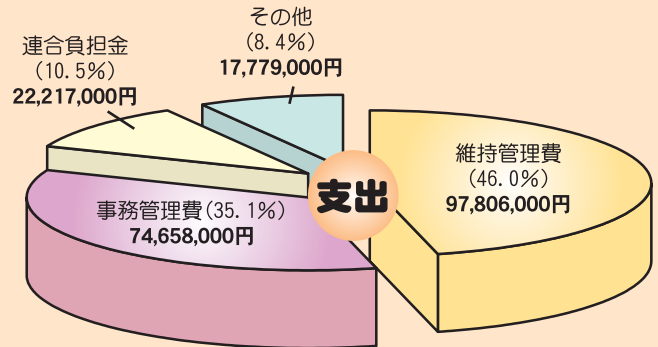
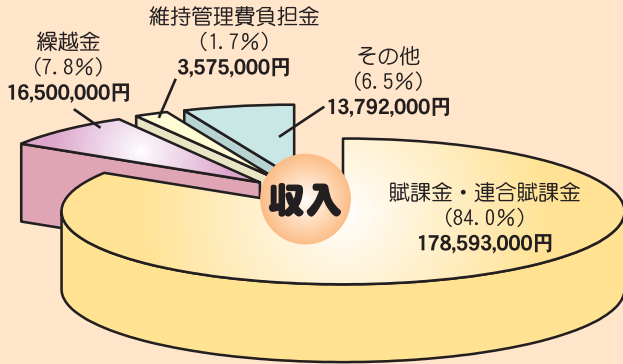
支溝代表者協議会開催

平成20年3月27日(木)に開催され、平成20年度の通水計画等について協議されました。

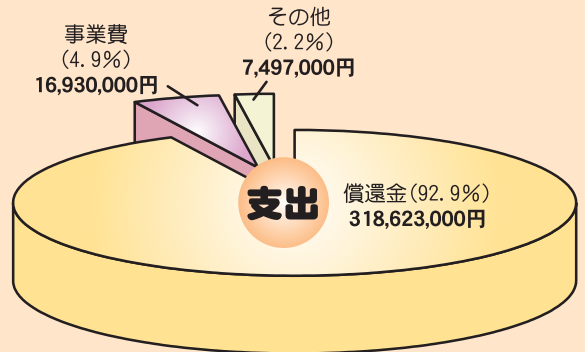
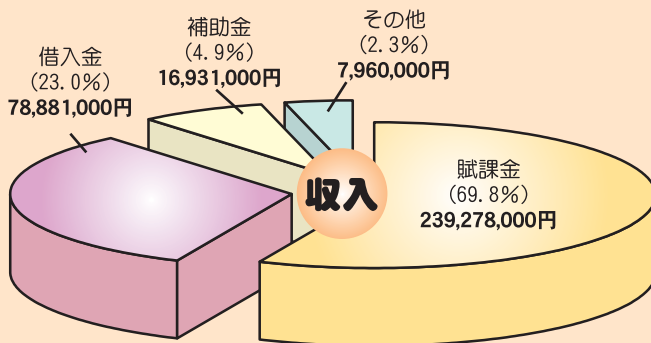


# ☆平成20年度予算 全体総額 1,009,411,000円

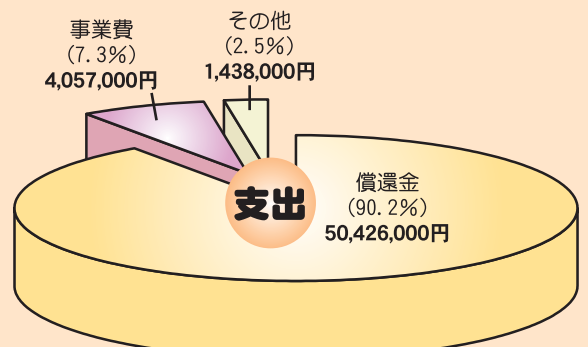
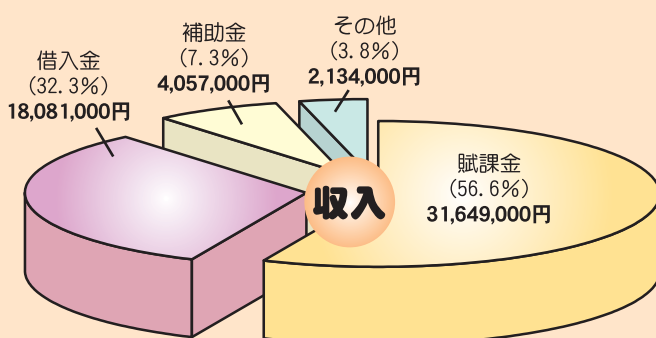
## ☆一般会計 総額 212,460,000円



## ☆県営土地改良事業特別会計予算 総額 343,050,000円



## ☆団体営土地改良事業特別会計予算 総額 55,921,000円



## その他の特別会計予算

単位 (千円)

特別会計名	予算額	特別会計名	予算額
担い手育成支援事業	21,060	土地改良事業積立金	166,317
役員退任慰労金	2,747	顕彰金	3,347
水源涵養林	22,913	自動車償却及び購入基金積立金	3,462
事務所等維持管理	2,759	職員退職給与金	59,458
決済金	115,917	合計	397,980

# 平成20年度 賦課金

一般会計賦課金は、前年度より10aあたり100円減額の  
**6,130円**となっております。

## 1. 一般会計賦課金

区 分	賦 課 金	1 期	2 期
		納入期限 平成20年4月25日(金)	納入期限 平成20年10月30日(木)
	円/10a	円/10a	円/10a
経 常 賦 課 金	5,280	3,180	2,100
最上川連合賦課金	850	590	260
合 計	6,130	3,770	2,360

## 2. 償還金関係賦課金 納入期限 平成20年10月30日(木)

区 別	地 区	面 積	金 額	徴収率	賦課基準
団 体 営	南 田 沢 第 二	18.5ha	540円	100%	田 10a 当り
	上 郷 溝	135.6ha	9,835円	98%	土地10a 当り
	石 名 坂	36.0ha	9,265円	90%	土地10a 当り
	山 寺	71.4ha	14,810円	98%	土地10a 当り
	飛 鳥	48.0ha	10,835円	98%	田 10a 当り
県 営	排 特 飛 鳥	48.0ha	2,095円	98%	田 10a 当り
	内 郷	372.1ha	12,850円	99%	土地10a 当り
	山 元	229.5ha	14,195円	98%	土地10a 当り
	中 平 田 東	248.5ha	10,000円	99%	土地10a 当り
	南 平 田	178.2ha	12,290円	98%	土地10a 当り
	西 平 田	340.3ha	13,475円	99%	田 10a 当り
		3.2ha	8,090円	99%	畑 10a 当り
	中 平 田 南	147.8ha	12,515円	99%	田 10a 当り
		2.0ha	7,510円	99%	畑 10a 当り
	大 正 溝	123.3ha	14,410円	98%	土地10a 当り
	砂 越	140.2ha	12,935円	96%	田 10a 当り
1.9ha		7,760円	96%	畑 10a 当り	
中 平 田 西	113.4ha	9,955円	99%	土地10a 当り	
飛 鳥 砂 越	38.3ha	7,090円	99%	土地10a 当り	

## 平成20年度決済金について

土地改良区区域内の田を田以外の地目に転用し地区除外する場合決済金が必要となります。これは、残った農地に過重な負担を掛けないようにするためのものです。また、同様にほ場整備事業実施地区の内、転用が可能な地区の田の決済金(償還金残)は一般決済金の他に納入していただくこととなります。

なお、ほ場整備事業実施地区の内、畑の場合も決済金(償還金残)が必要となる地区がありますので必ずご相談下さるようお願いいたします。

### ○一般決済金

区 分	平成20年度(10a/円)
維持管理関係	81,167
国営事業関係	16,309
合 計	<b>97,476</b>

畑の決済金は、地区によって田と同額の場合と差がある場合があります。

※転用の手続きについては12ページを参照下さい。

### ○ほ場整備事業地区決済金

区分	地区名	平成20年度(10a/円)
団体営	上郷溝地区	41,321
	石名坂地区	39,806
	飛鳥地区	142,052
	山寺地区	180,542
県 営	内郷地区	92,284
	山元地区	60,823
	中平田東地区	36,218
	南平田地区	62,781
	西平田地区	138,927
	西平田地区畑	83,357
	中平田南地区	197,320
	中平田南地区畑	118,393
	大正溝地区	170,628
	中平田西地区	99,692
	砂越地区	141,199
	砂越地区畑	84,720
	飛鳥砂越地区	39,285

## 賦課金の納入について

土地改良区の運営は、すべて受益地の農地からいただく賦課金によってまかなわれており、大変重要なものです。そのため土地改良区から賦課されている徴収金の先取特権の順位は、国税、地方税に次ぐ大変重要な位置付けをされております。

ほ場整備事業等の償還金となる特別会計の賦課金についても同様です。特に特別会計賦課金については、賦課金のほとんどが、ほ場整備事業費の債務返済のための資金であり、少しでも賦課金の単価を下げるため賦課金徴収に係る電算費用等の事務費につきましても最低の費用しか見ておらず財源に余裕がない状態です。組合員の皆さんから納入期限までに完納いただけない場合、借入金融機関へ償還ができなくなることになり、ほ場整備を行った地区全体に迷惑がかかることとなります。

しかしながら、厳しい農業情勢のなかで未収金が増える傾向となっており、このままでは事業の運営に支障を来すことになりかねない状況となっております。

土地改良区としましても未納を容認することはできなく、納入いただくよう分割納入等の様々な対応を個別に行わせていただいております。

何もご連絡がないままに未納されますと税金と同様に年利14.6%の延滞金に加算され、さらに国税徴収法に準じて差し押さえ等の滞納処分を執行されることとなりますので、大町溝土地改良区 会計課まで必ずご連絡下さるようお願いいたします。

**連絡先 大町溝土地改良区 会計課 (☎0234-52-2350) まで**

# 各ほ場整備事業地区の償還金年次計画の状況についてお知らせ

次の事項にご注意の上、  
ご覧下さい。

度以降、転用(田以外の地目へ転用)が発生した場合は、償還金に変更が生じます。

◎担い手育成支援事業対象  
山寺・飛鳥・西平田・中平田南の4地区がこの事業の対象となっております。

ており、償還計画との差額については、繰上償還を行い償還期間の短縮を図っております。

◎共通事項

☆地区面積は、平成20年4月1日現在の賦課面積となります。平成20年

☆平準化資金は、平成19年度変更計画書の数値を使っています。平成19年度の転用による変更は反映されていません。

◎中平田東地区  
この地区の特別賦課金は、地区の申し出により10a当たり1万円とします。

☆記載した償還金は、償還総額と地区面積で単純に算出したもので、実際の賦課金は、徴収率、電算経費等が勘案されたものになります。

石名坂地区 36.0ha (単位：円/10a)	
年度	平準化資金
H21	8,806
H22	7,861
H23	6,833
H24	5,722
H25	4,528
H26	3,278
H27	1,972
計	39,000

上郷溝地区 135.6ha (単位：円/10a)	
年度	平準化資金
H21	8,997
H22	8,060
H23	7,035
H24	5,914
H25	4,720
H26	3,459
H27	2,146
計	40,331

中平田東地区 248.5ha (単位：円/10a)		
年度	平準化資金	実際の償還金
H21	4,533	10,000
H22	4,533	10,000
H23	4,533	10,153
H24	4,533	0
H25	4,533	0
H26	3,628	0
H27	2,533	0
H28	1,327	0
計	30,153	30,153

山元地区 229.5ha (単位：円/10a)	
年度	平準化資金
H21	8,658
H22	7,847
H23	6,976
H24	6,013
H25	4,954
H26	3,786
H27	2,654
H28	1,534
H29	405
H30	405
計	43,232

飛鳥砂越地区 38.3ha (単位：円/10a)	
年度	償還金
H21	7,081
H22	7,081
H23	6,797
H24	6,797
H25	6,797
計	34,553

中平田西地区 113.4ha (単位：円/10a)	
年度	償還金
H21	9,945
H22	9,945
H23	9,945
H24	8,849
H25	8,849
H26	8,849
H27	8,849
H28	8,849
H29	8,849
H30	8,849
H31	8,849
計	100,627

南平田地区 178.2ha (単位: 円/10a)				内郷地区 372.1ha (単位: 円/10a)				山寺地区 71.4ha (単位: 円/10a)				飛鳥地区 48.0ha (単位: 円/10a)					
年度	償還金	平準化 資金	総計	年度	償還金	平準化 資金	総計	年度	償還金	担い手 育成資金	平準化 資金	総計	年度	償還金	担い手 育成資金	平準化 資金	総計
H21	5,069	5,580	10,649	H21	13,233	-352	12,881	H21	22,772	-3,305	-4,930	14,537	H21	19,761	-1,932	-5,333	12,496
H22	3,378	5,735	9,113	H22	10,037	2,843	12,880	H22	22,772	-2,670	-5,560	14,542	H22	17,364	-1,199	-3,667	12,498
H23	0	5,735	5,735	H23	6,441	6,178	12,619	H23	22,772	-2,006	-6,218	14,548	H23	10,851	0	1,625	12,476
H24	0	5,841	5,841	H24	0	8,164	8,164	H24	19,934	-1,313	-4,076	14,545	H24	3,475	0	9,000	12,475
H25	0	4,867	4,867	H25	0	7,468	7,468	H25	11,179	0	3,361	14,540	H25	585	0	11,896	12,481
H26	0	3,818	3,818	H26	0	6,654	6,654	H26	6,812	0	7,717	14,529	H26	0	0	12,479	12,479
H27	0	2,644	2,644	H27	0	5,708	5,708	H27	2,234	0	12,297	14,531	H27	0	0	11,479	11,479
H28	0	1,647	1,647	H28	0	4,617	4,617	H28	594	0	12,339	12,933	H28	0	0	10,063	10,063
H29	0	1,076	1,076	H29	0	3,526	3,526	H29	0	0	11,092	11,092	H29	0	0	8,625	8,625
H30	0	700	700	H30	0	2,556	2,556	H30	0	0	9,776	9,776	H30	0	0	7,083	7,083
H31	0	407	407	H31	0	1,672	1,672	H31	0	0	8,375	8,375	H31	0	0	5,417	5,417
H32	0	213	213	H32	0	798	798	H32	0	0	6,863	6,863	H32	0	0	3,604	3,604
H33	0	75	75					H33	0	0	5,224	5,224	H33	0	0	1,917	1,917
								H34	0	0	3,431	3,431	H34	0	0	688	688
								H35	0	0	1,737	1,737	H35	0	0	188	188
								H36	0	0	714	714					
								H37	0	0	112	112					
計	8,447	38,338	46,785	計	29,711	49,832	79,543	計	109,069	-9,294	62,254	162,029	計	52,036	-3,131	75,064	123,969

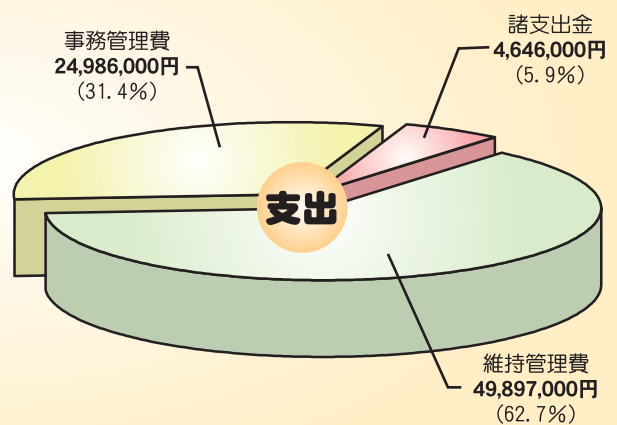
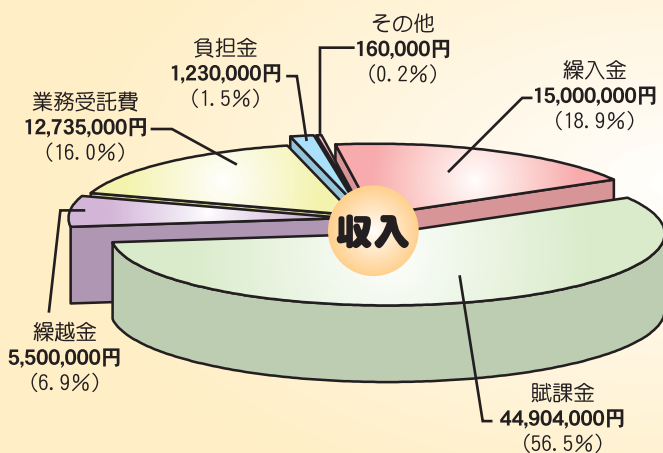
  

砂越地区 141.4ha (単位: 円/10a)		大正溝地区 123.3ha (単位: 円/10a)				中平田南地区 149.0ha (単位: 円/10a)				西平田地区 342.4ha (単位: 円/10a)					
年度	償還金	年度	償還金	平準化 資金	総計	年度	償還金	担い手 育成資金	平準化 資金	総計	年度	償還金	担い手 育成資金	平準化 資金	総計
H21	12,387	H21	15,054	-950	14,104	H21	17,957	-4,713	-965	12,279	H21	18,763	-2,338	-3,274	13,151
H22	12,387	H22	15,054	-950	14,104	H22	17,957	-4,395	-1,286	12,276	H22	18,763	-1,904	-3,709	13,150
H23	12,387	H23	15,054	-950	14,104	H23	17,957	-4,066	-1,614	12,277	H23	18,763	-1,454	-4,159	13,150
H24	12,387	H24	15,054	-950	14,104	H24	17,957	-3,724	-1,956	12,277	H24	18,763	-988	-4,626	13,149
H25	12,387	H25	15,054	-950	14,104	H25	17,957	-3,369	-2,317	12,271	H25	18,763	-503	-5,111	13,149
H26	12,387	H26	15,054	-950	14,104	H26	17,957	-3,000	-2,686	12,271	H26	0	0	9,448	9,448
H27	12,387	H27	15,054	-950	14,104	H27	17,957	-2,618	-3,068	12,271	H27	0	0	8,800	8,800
H28	12,387	H28	15,054	-950	14,104	H28	17,957	-2,221	-3,470	12,266	H28	0	0	8,061	8,061
H29	12,387	H29	15,054	-950	14,104	H29	17,957	-1,809	-3,878	12,270	H29	0	0	7,202	7,202
H30	12,387	H30	15,054	-950	14,104	H30	17,957	-1,381	-4,307	12,269	H30	0	0	6,244	6,244
H31	12,387	H31	15,054	-531	14,523	H31	17,957	-937	-4,756	12,264	H31	0	0	5,520	5,520
H32	5,906	H32	15,054	-531	14,523	H32	17,957	-477	-5,218	12,262	H32	0	0	4,682	4,682
H33	4,392	H33	13,629	878	14,507	H33	0	0	7,066	7,066	H33	0	0	3,718	3,718
H34	2,712	H34	0	13,478	13,478	H34	0	0	6,691	6,691	H34	0	0	2,611	2,611
H35	1,118					H35	0	0	6,269	6,269	H35	0	0	1,370	1,370
						H36	0	0	5,787	5,787					
						H37	0	0	5,231	5,231					
						H38	0	0	4,601	4,601					
						H39	0	0	3,885	3,885					
						H40	0	0	3,081	3,081					
						H41	0	0	2,170	2,170					
						H42	0	0	1,145	1,145					
計	150,385	計	194,277	3,794	198,071	計	215,484	-32,710	10,405	193,179	計	93,815	-7,187	36,777	123,405

# 最上川下流右岸土地改良区連合 平成20年度予算

平成20年3月7日(金)午後1時30分より最上川下流右岸土地改良区連合の議員総会が開催され平成20年度予算案並びに、定款の一部変更を含む全17議案が議決されました。

## ☆一般会計総額 79,529,000円



単位 (千円)

平成20年度 最上川下流右岸 土地改良区連合 予算総括表	会計名	予算額
	一般会計	79,529
	自動車償却及び購入基金特別会計	1,669
	職員退職給与金特別会計	23,984
	役員退任慰労金特別会計	2,324
	褒賞金特別会計	645
	事務所整備資金特別会計	642
	財政調整資金特別会計	65,015
	計	173,808



## 平成20年度研修等のご案内

大町溝土地改良区では、地域単位や学校単位での現地研修等を随時お受けしますので、ご連絡下さい。

(例) 草薙頭首工・大町溝資料館・出前授業・・・etc

☎0234-52-2350(代) 大町溝土地改良区 庶務係 久松まで

Email hisamatu @o-machikou.info

# 平成19年度納期限内完納団体表彰

平成19年度一般会計賦課金1期、2期の全てを納期限内に完納した79団体に対し、平成20年5月29日に執り行われる大町溝土地改良区記念祭の席上、褒賞金を添え表彰いたします。

今回表彰される団体は、下記の79団体となっており昨年度より7団体多くなっております。

この表彰制度は、褒賞金が伴う大変有利な制度ですので、今回表彰されなかった団体につきましても団体内で相談していただき納期限内に完納となるようにお願いします。

## 平成19年度納期限内完納団体表彰名簿

(単位：円)

団体名	褒賞金	団体名	褒賞金	団体名	褒賞金	団体名	褒賞金
松山支店管内		中竹田	8,000	砂越1	11,000	勝保関(上)	11,000
荒興野	6,000	下竹田	11,000	砂越3	17,000	勝保関(下)	17,000
成沢	13,000	中牧田	11,000	砂越4	7,000	中野新田	20,000
上大川渡	11,000	石名坂	14,000	砂越5	6,000	土崎	19,000
下大川渡	12,000	<b>27 団体</b>	<b>282,000</b>	田沢	9,000	大多新田	11,000
地見興屋	7,000	平田中央支店管内		円道	1,000	こあら1丁目	11,000
下新田	4,000	山谷	15,000	<b>24 団体</b>	<b>258,000</b>	<b>15 団体</b>	<b>292,000</b>
白ヶ沢	13,000	山谷新田	4,000	東平田支店管内		酒田支店管内	
大沼新田	6,000	新山	8,000	滝野沢	18,000	亀ヶ崎	42,000
山寺川先	22,000	檜橋	27,000	生石	25,000	浜田	1,000
山寺中ノ丁	8,000	山楯	13,000	矢流川	19,000	大町	18,000
山寺仲町	13,000	中野目	22,000	金生沢	6,000	四ツ興野	15,000
山寺上荒町	10,000	郡山	3,000	横代	1,000	大宮	41,000
山寺下荒町	2,000	桜林興野	13,000	<b>5 団体</b>	<b>69,000</b>	遊摺部	53,000
松嶺	10,000	桜林	19,000	中平田支店管内		<b>6 団体</b>	<b>170,000</b>
上茗ヶ沢	4,000	石橋	11,000	大槻新田	1,000	酒田市北部支店管内	
上餅山	9,000	泉興野	5,000	手蔵田	60,000	酒田市北部	8,000
上北目	13,000	堀野内	17,000	熊野田	4,000	<b>1 団体</b>	<b>8,000</b>
中北目	16,000	三之宮	8,000	荻島	1,000	庄内町管内	
小見	14,000	飛鳥1	7,000	本川	14,000	榎木	2,000
下餅山	12,000	飛鳥2	7,000	茨野小牧新田	27,000	<b>1 団体</b>	<b>2,000</b>
下茗ヶ沢	14,000	飛鳥3	4,000	小牧	32,000	合 計	
引地	13,000	飛鳥4	3,000	熊手島	42,000	<b>79 団体</b>	<b>1,081,000</b>
上竹田	6,000	飛鳥5	21,000	大野新田	22,000		

## こんな時は届け出をお願いします

☆所有権、耕作権等の変更の場合の手続き（組合員自身による手続きが必要）

所有権移転		使用収益権移転	資格喪失 (解約)
売買・贈与・交換	相 続	後継者移譲(使用貸借) 農業経営者変更賃貸借	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新現資格者双方の印鑑</li> <li>・農業委員会長の確認印 もしくは</li> <li>・土地登記簿謄本 (法務局より)</li> <li>・土地権利書</li> <li>・農地法第3条許可書 (農業委員会より)</li> <li>・農用地利用集積計画書 の許可書(農業委員会より) <u>上記のいずれかの書類の 写しを添付</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新資格者(相続人)の印鑑</li> <li>・土地登記簿謄本 (法務局より)</li> <li>・土地権利書</li> <li><u>上記のいずれかの書類の 写しを添付</u></li> <li>・死亡年月日を明記</li> <li>・現資格者の印は不要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新現資格者双方の印鑑</li> <li>・農業委員会長の確認印 もしくは</li> <li>・農地法第3条許可書 (農業委員会より)</li> <li>・農用地利用集積計画書 の許可書 (農業委員会より)</li> <li><u>上記のいずれかの書類の 写しを添付</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新現資格者双方の印鑑</li> <li>・農業委員会長の確認印 もしくは</li> <li>・農地法第20条の確認通知 (合意解約)の写し添付 (農業委員会より)</li> </ul>
<p>※各種手続きの際に、賦課金引落とし口座の確認可能な書面を持参下さい。</p> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住所が変更となった場合は、住所変更届の提出が必要。</li> <li>・賦課金引落とし口座の変更の場合は、賦課金引落とし口座番号変更届(通帳印が必要)の提出が必要。</li> <li>・農地の分合筆した場合も 大町溝土地改良区 財務係までお知らせ下さい。</li> </ul>			

農業委員会の手続きだけでは大町溝の面積は変わりませんので「必ず届出」をお願いします。

上記の各種用紙は大町溝土地改良区のホームページ(<http://o-machikou.info/>)より印刷できます。

※問い合わせ先 大町溝土地改良区 ☎0234-52-2350 総務課 財務係 水落・小松まで

## ☆農地を転用する場合の手続き（農地転用等の通知）

※農地転用に際しては、事前に農業振興地域からの除外手続きが必要となります。

手続き原因 項目	農地法第4条転用 (自所を地目変更)	農地法第5条転用 (所有権の移転を伴う地目変更)	公共事業買収に伴う転用
通知書への 記載事項	転用組合員名・印鑑 地区総代の署名・捺印	転用組合員名(現在の組合員)・印鑑 転用関係者名(新たな取得予定者)・印鑑 地区総代の署名・捺印	転用組合員からの申し出
位置図	○	○	
公図(写し)	○	○	丈 量 図
登記簿謄本	○	○	地積計算書
その他			事業概要書
	↓		
	決済金を納入後、意見書の交付を受け、地区除外となる。 ↓ 意見書を農業委員会に提出し転用の手続きを取る。		決済金を納入後、 地区除外となる。

公共事業による農地の買収の場合があった時は、大町溝 財務係までご一報下さい。(☎52-2350)

農地転用等の通知は大町溝土地改良区のホームページ(<http://o-machikou.info/>)より印刷できます。

※問い合わせ先 大町溝土地改良区 ☎0234-52-2350 総務課 財務係 水落・小松まで

# 水難事故防止にご協力下さい！

農繁期も本番を迎え、今年も水路に潤沢に水が流れております。この時期になると毎年のようにニュース等では、子供の水難事故等の痛ましい報道が聞かれるようになります。

当土地改良区としても水路の安全管理については、関係教育委員会等を通じ、各保育園、幼稚園、小中学校及び公民館等にポスターの配布や文書通達するなどの様々な対策を講じております。特に幼児については、水路等の側で一人遊びをさせない等、家族の方々のご協力を得る以外に適切な対策が見あたらない現状です。これからの時期になると日差しも暖かくなり、外で遊ぶ機会も多くなってきます。この機会に集落全体、また、子供会等の組織を通して、お隣や近所どうし、家族ぐるみの安全教育を実施していただき、水難事故「0」となるようにご協力をお願いします。



## 管理課からのお知らせとお願い

### 大町溝土地改良区管理施設の他目的使用について

大町溝土地改良区が維持管理している施設（用排水路・農道等）を他の目的に使用する場合及び浄化槽処理水等を大町溝土地改良区が維持管理している用排水路に放流する場合は、管理施設使用規程に基づき土地改良区の承認が必要です。（承認を得ないで、施設を使用した場合速やかに撤去または、申請を促すとともに承認前に使用した期間に対し、規程に定める3倍の使用料を頂くこととなります。）

※他目的使用申請書はホームページ（<http://o-machikou.info>）より印刷できます。

#### ※他目的使用の場合

土地改良施設他目的使用承認申請書を保証人2人との連名で提出し、契約締結後（契約期間は5年間です。）に下表の使用料を納入し使用することとなります。（取扱手数料2,000円）

#### ◎使用料又は阻害補償料

使用の目的	単	位	年 額
電柱（支柱、支線を含む）及び鉄塔施設	公衆電器通信法施行令（昭和28年政令132号）提示に掲げる単位及び額		
管類の地下埋設	口径30cm以下	1mあたり	300円
	口径30cm～100cm未満	1mあたり	600円
広告物、街灯等	表示面積	1㎡あたり	3,000円
橋 梁 等	面積	1㎡あたり	5,000円以内
駐 車 場	面積	1㎡あたり	2,000円以内

#### ※浄化槽処理水等放流の場合

土地改良施設他目的使用承認申請書を保証人2人との連名及び地域の総代、支溝代表者等の承諾印を受け提出し、契約締結後（契約期間は5年間です。）に下表の使用料を納入し使用することとなります。（取扱手数料7,000円）

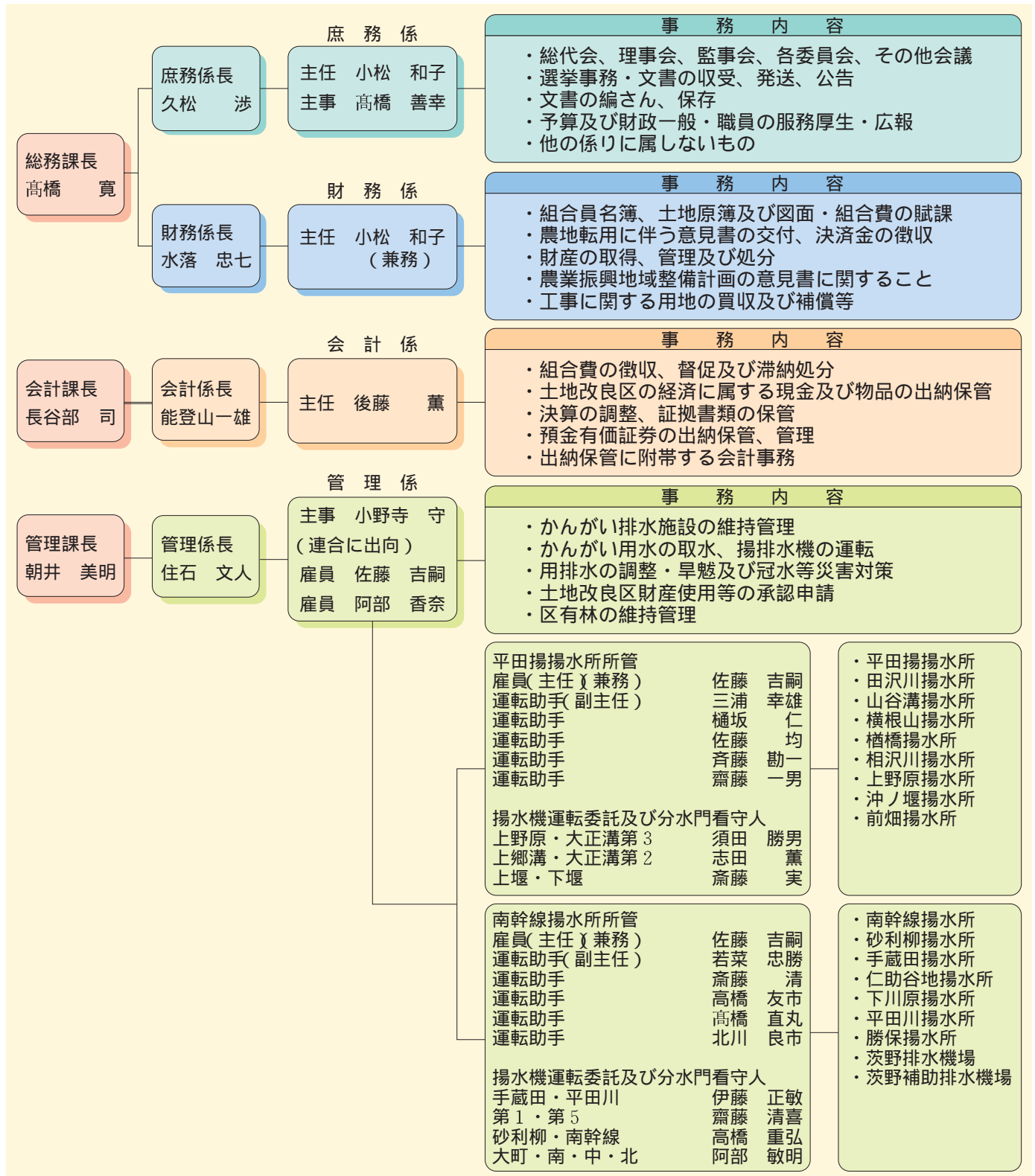
#### ◎浄化水及び排水放流使用料

区 分	種 別	単	位	年 額
浄化水	し尿浄化槽	一般家庭用	1ヶ所	2,000円
浄化水		50人槽まで	1人あたり	400円
浄化水		50人～100人槽まで	1人あたり	350円
浄化水	会社、工場、病院、その他	100人槽以上	1人あたり	300円
排 水		会社、工場、病院、その他	排出量1ヶ年	1㎡あたり

※問い合わせ先 大町溝土地改良区 ☎0234-52-2350 管理課 住石・阿部まで

# 平成20年度大町溝土地改良区事務体制

所在地 酒田市砂越字小形111番地 TEL0234-52-2350 FAX0234-52-3515



## 休日・夜間かんがい用排水の連絡先

平田揚揚水所所管 TEL0234-52-3244 南幹線揚水所所管 TEL0234-52-2023

☆用排水に関する問い合わせは、支溝代表者、総代を通して行うようにして下さい。